

平成 年 月 日

議会議長

殿

永住外国人における地方参政権附与を日本政府に求
める意見書の破棄決議を求める請願書

紹介議員

印

請願者

氏名

住所 〒

永住外国人地方参政権附与を日本政府に求める 意見書の破棄決議を求める請願書

請願の要旨

2009年12月現在、多くの地方自治体において、一部外国人籍の方々が、永住等外国人地方参政権の附与を政府に求める意見書を全国の自治体の議会において採択するよう、圧力を掛けております。

地方参政権を外国人に付与するということは、多数の転居外国人が特定地域に集中するなどの事柄が発生した場合、特定地方において、外国人による政治的間接支配や恣意的な特定外国人コミュニティへの利益誘導などが発生する懸念・危険性を孕むと危惧されます。

こういった懸念も含め、外国人参政権附与を現段階で押し進める事で時期尚早であり、市民・国民と行政・司法において、徹底的な討論を行った後、憲法改正にて付与すべきものであると考えます。

貴議会におきましては、このような市民を交えた徹底した討論も無く、また憲法違反に該当する事象も伏せられたまま採択に至った事実より、既に採択された意見書への賛同について遡っての破棄を請願いたします。

請願の理由

1. 日本国憲法において参政権は国民固有の権利(第15条第1項)となっております。当然、地方参政権につきましては、自治体の住民が選挙すること(第93条第2項)になっていますが、この住民とは最高裁判決(平成7年2月28日)において「日本国民を意味する」という司法判断がすでに行われております。
さらに、憲法改正に伴う国会の決議(国会議員2/3の賛成)と国民投票(有権者の半数以上)を経ずして、日本国民固有の権利である参政権を付与することは、地方参政権といえど、**国民主権の精神から鑑みて危険であり、憲法違反に該当する**といえます。
2. 参政権に賛同する人々は最高裁判決(平成7年2月28日)の傍論に記載のある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げ、最高裁判決で合法と判断されたと喧伝しております。しかし、この部分は飽くまで傍論であり本文ではありません。
事実、判決では原告側の**外国人地方参政権要求の訴えは、憲法違反との結論にて棄却**されています。
また、一部外国人団体によるものとして、民譚による参政権運動の地方陳情が集中的に行われた例があり、それゆえ上記の判決を記述した元最高裁判事は、この傍論は参政権付与を認めた内容では無いとの声明をだしております。
3. 外国人参政権を認めている国が数多くあると主張する方々もおられますが、実際には数カ国もありません。それを無理やり日本に当てはめることは妥当ではありません。
実際に外国人参政権の先進たる欧州連合(EU)においても、半世紀近い長年の議論と国民投票及びEU憲法の改正という手続きを経て、はじめて域内の外国人地方参政権が採択されたという例を見ると、拙速な採択は慎むべきであります。(別紙参照)
さらに、附与したと称する一部の国においても、庶民には満たす事が不可能な条件付けを行い、実質的に参政権付与を拒絶するなど、相互主義などとは決して言えるものではなく、当該意見書の採択には著しい問題があると考えます。
4. 基本的人権であるから、また納税しているから認めよという人々もおられますが、外国人に対して、基本的人権は保障されており、納税は各国のインフラ及び風土に立脚して生活する以上、当然の義務であると国際的に認められております。
また、納税と対応する権利として外国人においても最低生活の保障などの対象に含まれて(これは世界でも数少ない状況です)おり、参政権は国民固有の権利とされております。当然、納税に呼応して発生する権利ではありません。
5. 地方政治とは、国政以上に地域住民の生活に密接に関係しており、経済活動・教育・治安等重要な役割を担っていることは地域住民及び地方議員の皆様が一番よくご存じと思います。

以上の通り、同意見書採択においては、憲法違反の疑いが高い上、現時点において国民による十分な議論・検討がなされておらず、採択による間違った結果を生む可能性が大きいと断じざるを得ません。

是非とも、遡っての当該意見書採択の破棄決議をされるよう、請願いたします。

平成 年 月 日

議会議長

殿

永住外国人地方参政権附与を日本政府に求める
意見書を採択しないことを求める請願書

紹介議員

印

請願者

氏名

住所 〒

永住外国人地方参政権附与を日本政府に求める意見書 を採択しないことを求める請願書

請願の要旨

2009年12月現在、多くの地方自治体において、一部外国人籍の方々が、永住等外国人地方参政権の附与を政府に求める意見書を全国の自治体の議会において採択するよう、圧力を掛けております。

地方参政権を外国人に付与するということは、多数の転居外国人が特定地域に集中するなどの事柄が発生した場合、特定地方において、外国人による政治的間接支配や恣意的な特定外国人コミュニティへの利益誘導などが発生する懸念・危険性を孕むと危惧されます。

こういった懸念も含め、外国人参政権附与を現段階で推し進める事で時期尚早であり、市民・国民と行政・司法において、徹底的な討論を行った後、憲法改正にて付与すべきものであると考えます。

貴議会におきましては、このような市民を交えた徹底した討論も無く、また憲法違反に該当する事象も伏せたまま、当該意見書を採択なさいませぬよう、請願いたします。

請願の理由

1. 日本国憲法において参政権は国民固有の権利(第15条第1項)となっております。
当然、地方参政権につきましては、自治体の住民が選挙すること(第93条第2項)になっていますが、この住民とは最高裁判決(平成7年2月28日)において「日本国民を意味する」という司法判断がすでに行われております。
さらに、憲法改正に伴う国会の決議(国会議員2/3の賛成)と国民投票(有権者の半数以上)を経ずして、日本国民固有の権利である参政権を付与することは、地方参政権といえど、**国民主権の精神から鑑みて危険であり、憲法違反**に該当するといえます。
2. 参政権に賛同する人々は最高裁判決(平成7年2月28日)の傍論に記載のある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げ、最高裁判決で合法と判断されたと喧伝しております。しかし、この部分は飽くまで傍論であり本文ではありません。
事実、判決では原告側の**外国人地方参政権要求の訴えは、憲法違反との結論にて棄却**されています。
また、一部外国人団体によるものとして、民譚による参政権運動の地方陳情が集中的に行われた例があり、それゆえ上記の判決を記述した元最高裁判事は、この傍論は参政権付与を認めた内容では無いとの声明をだしております。
3. 外国人参政権を認めている国が数多くあると主張する方々もおられますが、実際には数カ国もありません。それを無理やり日本に当てはめることは妥当ではありません。
実際に外国人参政権の先進たる欧州連合(EU)においても、半世紀近い長年の議論と国民投票及びEU憲法の改正という手続きを経て、はじめて域内の外国人地方参政権が採択されたという例を見ると、拙速な採択は慎むべきであります。(別紙参照)
さらに、附与したと称する一部の国においても、庶民には満たす事が不可能な条件付けを行い、実質的に参政権付与を拒絶するなど、相互主義などとは決して言えるものではなく、当該意見書の採択には著しい問題があると考えます。
4. 基本的人権であるから、また納税しているから認めよという人々もおりますが、外国人に対して、基本的人権は保障されており、納税は各国のインフラ及び風土に立脚して生活する以上、当然の義務であると国際的に認められております。
また、納税と対応する権利として外国人においても最低生活の保障などの対象に含まれて(これは世界でも数少ない状況です)おり、参政権は国民固有の権利とされております。当然、納税に呼応して発生する権利ではありません。
5. 地方政治とは、国政以上に地域住民の生活に密接に関係しており、経済活動・教育・治安等重要な役割を担っていることは地域住民及び地方議員の皆様が一番よくご存じと思います。

以上の通り、同意見書は地方コミュニティを脅かすものであり、国政にまで影響を与えるものであります。同意見書の採択について慎重を期されるよう請願致します。

請願者署名一覽

氏名	住所	電話番号

請願人代表
氏名

住所

電話
